

学校の安全管理（不審者対応）における危機管理について

第1章 目的

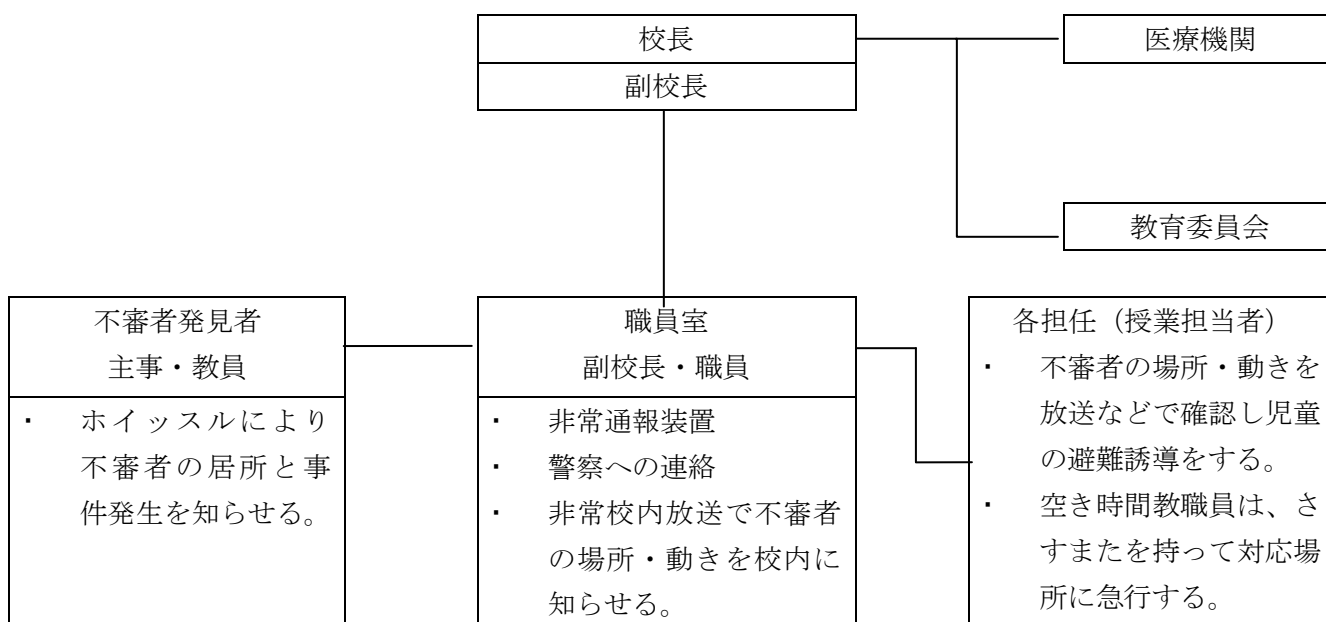
学校内への不審者侵入時、児童の生命、及び、身体の安全確保に万全を期すため、危機管理マニュアルを作成する。そして、教職員対象の不審者対応避難訓練、危機管理研修を実施することで災害を最小限にする。

学校防災計画の基本方針

- (1) 不審者侵入時には、児童の生命、及び、身体の安全確保を第一とし、迅速かつ的確な対応ができるようにする。
- (2) 実質的な不審者侵入時における安全管理体制を整備する。

第2章 不審者対応における安全管理体制

不審者侵入時における児童の安全を図るため、教職員がそれぞれ役割を分担し、対応に当たる。



担当者：緊急対応

係名	担当	
情報連絡	副校長	発見者から人的・物的被害、その他異常事態を各係から報告を受け、医療機関や区教育委員会へ連絡する。その他、マスコミなどの対応を窓口として行う。
不審者対応	教職員	不審者への対応を行い、児童安全確保の時間をつくる。
避難誘導	担任（授業担当者）	避難誘導にあたる。必要に応じて、第二次避難（六義公園）、第三次避難（グリーンコート）の場所まで児童を誘導する。
救護	養護教諭	救急用品の確保、軽傷者への応急手当にあたる。重傷者については、応急手当後、医療機関に速やかに連絡をとるように副校長に連絡する。